

池田町定住補助金交付要綱【一部抜粋】

（趣旨）

第1条 この要綱は、定住を促進するとともに地域の活性化を図るため、町内に新たに住宅を取得する者に対し補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） **定住** 5年以上継続して当町の住民基本台帳に記録され、生活の本拠が当町にあることをいう。
- （2） **新築住宅** 自己の居住の用に供するため新たに建築された建物で、過去に居住の用に供されたことのない物件をいう。
- （3） **中古住宅** 過去に人の居住の用に供されていた物件をいう。
- （4） **取得** 新築住宅の所有権保存登記又は中古住宅の所有権移転登記が完了することをいう。

（補助金の交付対象住宅）

第3条 補助金の交付対象となる住宅は次の各号の要件を全て満たすものとする。

- （1） 延べ床面積が40平方メートル以上であること。
- （2） 一部が専ら自己の居住の用に供されていること。
- （3） 令和3年4月1日以降に取得した住宅であること。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助の対象となる者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- （1） 定住を目的とし、取得した住宅に居住し、当町に住民登録がある者
- （2） 申請者は所有者とし、共有の場合は持分が最も多い者
- （3） 補助金申請時に年齢が45歳以下であること
- （4） 居住する地域の自治会に加入すること
- （5） 市町村税等を滞納していない者
- （6） 池田町暴力団排除条例（平成23年池田町条例第21条）第2条に規定する暴力団員等でない者

（補助金の補助対象の種類等）

第5条 補助の対象となる種類及び補助額は**別表**のとおりとする。

2 前項に規定する補助は、同一世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 世帯全員の住民票（住民票謄本）
- （2） 全部事項証明書（建物）
- （3） 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- （4） 対象となる住宅の全景が確認できる写真
- （5） 対象となる住宅の位地図
- （6） 対象となる住宅の間取り図
- （7） 申請者の市町村税納税証明書等

(8) 補助金の交付対象住宅が共有名義の場合、申請者とならない者からの委任状

(9) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助の申請期間は、取得した日から1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の交付の可否を決定し、交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の通知を受けた申請者は、交付請求書（様式第3号）により、町長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還命令書（様式第4号）により、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 補助対象者が当該補助金の交付を受けた日から5年未満で転居又は転出したとき。ただし、補助対象者と生計を一にする者が引き続き当該住宅に居住する場合を除く。

(2) 当該補助金の交付を受けた日から5年未満で譲渡、交換又は貸付したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他町長が補助金の返還の必要があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助の対象となる種類	補助額
新築住宅の取得	50万円
中古住宅の取得	30万円 ただし、売買代金総額が30万円未満の場合は、当該売買代金総額をもって上限とし、千円未満の金額が生じた場合は切り捨てた額とする。